

歴史総合・世界史探究

問題 I

- ① 日清戦争の背景として「朝鮮をめぐる日・清・露の対立」が記述されていれば2点
 - ② 日清戦争の内容が記述されていれば6点（「日清戦争勃発」が2点「日清戦争で清の敗北」が2点「日清戦争の結果、下関条約締結」が2点）
 - ③ 中国分割が記述されていれば8点（「列強が清の弱体化に乗じる」が2点「港湾の租借権・鉄道敷設権・鉱山利権の獲得」が4点（各項目2点。最大4点まで加点）「勢力圏の設定と中国分割」が2点）
 - ④ 戊戌の変法の担い手が記述されていれば4点（「康有為（梁啓超）」が2点「光緒帝」が2点）
 - ⑤ 戊戌の変法の内容が記述されていれば6点（「日本の明治維新を模範」が2点「立憲君主政を目標」が2点「戊戌の変法」が2点）
 - ⑥ 戊戌の変法の挫折として、「西太后らのクーデタにより頓挫」が記述されていれば3点
 - ⑦ 民衆の動向が記述されていれば7点（「キリスト教布教への反発」が2点「外国勢力への反発」が2点「扶清滅洋」が2点「義和団が排外運動」が1点）
 - ⑧ 義和団戦争開始が記述されていれば3点（「清が排外運動に乗じる」が1点「清が列強に宣戦布告」が1点「義和団戦争開始」が1点）
 - ⑨ 列強の中国侵略が記述されていれば6点（「北京占領」が2点「8カ国連合軍」が2点「日本・ロシア中心」が2点）
 - ⑩ 北京議定書の内容が記述されていれば5点（「北京議定書」が2点「賠償金支払い」が1点「外国軍隊の北京駐屯」が2点）
- ・ 指定語句の使用（下線引きを含む）が一つでも抜けているものがあれば2点減点（それ以上の減点はしない）
 - ・ ①～⑩の各項目内ではなく、各項目間において、歴史展開の先後関係に逆転がある、または、通時的な整合性を欠く記述があれば、その件数に関わらず、一律3点減点（それ以上の減点はしない）

問題Ⅱ

問2

- ① 国王権力の制限内容として「国王が議会の同意を得ずに法律の停止や課税，平時の常備軍維持を行うことを違法としたこと」が記述されていれば4点（「議会の同意」が1点「法律の停止」が1点「課税」が1点「常備軍」が1点）
- ② 権利の保障として「議会における言論の自由なども保障した」が記述されていれば3点（「議会下」が1点「言論の自由」が2点）
- ③ 政治体制の成立（その1）として「国王の権力が法と議会の統制下に置かれたこと」が記述されていれば3点（「法」が1点「議会」が1点「統制下」が1点）
- ④ 政治体制の成立（その2）として、「議会主権に基づく立憲君主政がイギリスで確立したこと」が記述されていれば3点（「議会主権」が1点「立憲君主政」が1点「確立した」が1点）

問3

- ① 従来権利（その1）として「従来社会では，権利は身分によって異なっていたこと」が記述されていれば3点（「従来社会」が1点「身分差の権利」が2点）
- ② 従来権利（その2）として「君主や慣習によって認められる面が強かったこと」が記述されていれば2点（「君主」が1点「慣習・伝統」が1点）
- ③ 史料C・Dの権利として「自然権」が記述されていれば3点
- ④ 自然権の説明（その1）として「身分的な特権や差別を否定したこと」が記述されていれば2点（「身分的特権の否定」が1点「差別の否定」が1点）
- ⑤ 自然権の説明（その2）として「人は本来平等であるという原理を示した」が記述されていれば3点（「人」が1点「本来」が1点「平等」が1点）

問 4

- ① 植民地への課税が記述されていれば2点（「財政赤字解消」が1点「植民地への課税」が1点）
- ② 英と北米植民地の対立の展開が記述されていれば3点（「植民地側の反発」が1点「アメリカ独立戦争開始」が1点「史料Cの発表」が1点）
- ③ フランスの財政改革として「アメリカ独立戦争への参戦で財政難が深刻化したフランスでは、財政改革のために全国三部会が招集された」が記述されていれば4点（「アメリカ独立戦争への参戦」が1点「財政難」が1点「財政改革のため」が1点「全国三部会の招集」が1点）
- ④ 第三身分による国民議会の成立が記述されていれば3点（「特権身分への反発」が1点「第三身分」が1点「国民議会の樹立」が1点）
- ⑤ フランス革命が記述されていれば4点（「パリ市民によるバスティーユ牢獄襲撃」2点「フランス革命の勃発」1点「国民議会による史料D発表」1点）

問題Ⅲ

問 4

- ① 税制の内容が記述されていれば4点（「現在の人丁数を定数」が2点「増加した人丁に税を課さない」が2点）
- ② 増税懸念解消として「農民は増税を恐れて出生や家族数を隠す必要がなくなったこと」が記述されていれば6点（「農民が増税を恐れて」が2点「出生・家族数を隠す必要がなくなったこと」が4点）
- ③ 人口把握への影響として「人口の実数の把握」が記述されていれば2点
- ④ 地域社会への影響として「地域の徴税や治安維持に郷紳（地域有力者）が関与」が2点「地域社会の安定化」が2点

問 5

- ① 宋代の諺が記述されていれば3点（「宋代」が1点「蘇湖熟すれば天下足る」が2点）
- ② 宋代の穀倉地として「長江下流域」が記述されていれば2点
- ③ 湖広の穀倉地としての発展の理由が記述されていれば最大3点まで加点（「江南地方」が1点「江南地方での産業発達」が2点「湖広の開発」が1点）
- ④ 穀倉地帯の移動先として「長江中流域の湖広」が記述されていれば2点
- ⑤ 明代以降の諺として「明代以降」が1点「湖広熟すれば天下足る」が2点

問 6

- ① 理藩院の内容として「清朝は藩部を管理する理藩院を置いたこと」が記述されていれば3点（「藩部の管理」1点「理藩院の設置」2点）
- ② 現地の支配者が記述されていれば3点（「現地の支配地域・支配者の具体名」が1点「現地の支配者の存続」が2点）
- ③ 現地の支配体制尊重として「慣習や宗教を尊重」が記述されていれば3点（「慣習」1点「宗教」1点「尊重」1点）
- ④ 統治方法が記述されていれば3点（「清の役人派遣」1点 「間接統治」2点）

問題Ⅳ

問 2

- ① ムスリムによる活動が記述されていれば4点（「ムスリム商人」が2点「交易によってイスラーム教布教」が2点）
- ② 港市の支配者（その1）として「港市の支配者は、マラッカ海峡周辺を中心とする交易網に参加したこと」が記述されていれば4点（「マラッカ海峡などの交易網の中心地」2点「港市の支配者の参加」2点）
- ③ 港市の支配者（その2）として「香辛料貿易などの利益を得やすくすることなどを目的にイスラーム教に改宗したため、この地にイスラーム教が浸透したこと」が記述されていれば4点（「イスラーム改宗の目的」2点「イスラーム改宗」2点）

問 5

- ① 融和政策が記述されていれば9点（「人頭税の廃止」が2点「ヒンドゥー教徒の統治機構への取り込み」が4点「宗教的な対立の緩和」が3点）
- ② 統治の安定が記述されていれば3点（「広大な領土」1点「支配基盤を固めた／内乱を防止した」2点）

問 6

- ① デヴシルメの明記が記述されていれば2点
- ② イェニチェリの軍事面での役割が記述されていれば6点（「イェニチェリの呼称」2点「歩兵軍」1点「スルタン直属の常備軍」2点「軍事面での役割」1点）
- ③ イェニチェリの行政面での役割が記述されていれば3点（「宮廷で教育」1点「要職登用」1点「行政面での役割」1点）